

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第4回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和4年1月25日(火) 午前9時30分～午後0時30分		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	8人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人 (人権・男女共同参画課長、他3名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	11人 (ほか報道機関5人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について  2 その他		

## 審 議 経 過

### 1 答申の骨子について

(矢嶋会長) 「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例」に規定すべき内容に係る答申の骨子案について、前回に引き続きご意見をお伺いしたい。資料1の10「ヘイトスピーチについて」以降の各項目について固めていきたいと思うので、ご協力をお願いしたい。では、資料1の6ページ下段にある、10のヘイトスピーチについてである。まず、8ページの下段にある意見を伺いたい事項①についてご意見を伺いたい。答申への刑罰や行政処分の記載については、前回の審議会において、制定時に刑罰や行政処分に係る規定を設けるようウとして記載するというのと、氏名の公表を始めて、数年状況をみた上で行政罰や刑罰を設けることを検討するものとして記載するといったご意見をいただいている。これについて、前回の審議会でご発言のなかった委員からまずご意見を伺いたいと思う。では、岩永委員から順番にこちらから指名させていただくので、ご意見をお願いします。では、岩永委員からお願いしたい。

(岩永委員) どうしたらよいかというのが本音で、何らかの行政処分なり刑罰というか、処分が必要だと思うが、不勉強なので、少しどこまでやってよいのかというのが、判断がちょっとまだできないという状態である。ただ、これは、相模原市一つの市で済むことなく、日本国全部で考えていかななくてはならないことだと思うので、これについても、読んで考えていただきたいと思う。どこまでやったらよいのか、正直まだ判断しかねている。

(矢嶋会長) 次に大貫委員からご意見をお願いしたい。

(大貫委員) 意見を伺いたい事項①について、②に資料2の2(1)イ・ウの事項があり、それを基に考えてみた。そのときに、②の意見を言うときに、処罰とか刑罰かそのほかのことについてお話ができればと思っており、全体的な最終的な意見、お話の、盛り込むことについては、何かしらの形で盛り込むのかなとは思っている。

(矢嶋会長) ②との関連でまた後程ご意見いただけるということによろしいか。

(大貫委員) はい。

(矢嶋会長) では、片岡委員をお願いしたい。

(片岡委員) このヘイトスピーチということで、相模原市民がとりわけヘイトスピーチに対する認識・理解、どれだけヘイトスピーチという言葉自体を理解しているのかというのがちょっと私にはその辺のところ不明だが、まずこのヘイトスピーチにあたって、まず周知を、ヘイトスピーチとはなんぞやということで、こういう色々なものが起きているということを知らしめるというか、周知することを、またその色んな例題を挙げて、やっぱり教えていくってことが必要なのではないかな。私もちょっと友人等に聞いてみたが、ほとんどの方が、「何ヘイトスピーチって?」という感じである。知る人ぞ知るという感じのところもあるので、もっと周知して啓発していかなくてはならないのではないかなと思っている。ちょっと私自身もヘイトスピーチってすごく詳しく知るわけではないので、こういう意見が正しいかどうか分からないが、一応私の思うところである。

(矢嶋会長) ヘイトスピーチについて、そもそもその周知・認識というところが、観点がむしろ必要ではないかというご意見として承った。では、今のご意見を聞かれて、他の委員の方、今ご意見いただいた方でももちろん結構だが、他にご意見等があればお願いしたい。

(工藤委員) 全体の議論に入る前に、実は今日の神奈川新聞に記事が出ている。昨日、今日と

かなり詳しい記事が出ていて、後で見ただけであれば分かるが、ヘイトスピーチの被害を受けている人がいるんだと、そういうことである。これは、この間ずっとずっと、神奈川新聞で特集していたので、後で見ただけであれば分かると思うが、今日の新聞に、この審議会の委員である金委員を誹謗中傷するようなヘイトスピーチが行われたという記事が出ている。ちょっと読んでみると、金委員はこう発言しているんだと。「外国人も税金を払っているんだから、日本国民と同じ権利をよこして」、「納税額により権利の多さを決めるべきだ」と述べたということがヘイトグループから繰り返し宣伝されていると。宣伝カーで言っているようである。これ全く嘘で、議事録にもそのことは載っていないし、本人も言っていないと思う。これは明らかに金委員が韓国籍だということに対する誹謗中傷、いわゆる国、民族に基づいた誹謗である。これはヘイトスピーチである。はっきり言うと。まして審議会の委員が誹謗中傷されるということはあるとはならない。前に2018年も、同じように日本第一党の方が審議会の委員を逆さ吊りにすると発言をして、虐殺宣言みたいなことを言ったわけである。したがって、こういうことがあるということは皆さん承知してほしいと思う。金委員の誹謗中傷については、審議会なり、市として何か対応すべきだと思う。これははっきりしないと、こういうようなデマ宣伝がどんどん大きくなって伝わっていくので、是非声明を出すなり、抗議するなりして欲しいと私は思っている。そこだけ申し上げておきたい。今の本題に入ると、やっぱり被害を受けている人がいるということは、私のところにもかなり来ているし、色々相談も受けているけれども、これは事実である。ただ、それがどうやって具体的に市民の目に映るかどうかについては、それはそんなに大きく映らないんだと思うが、被害があることは事実である。はっきり言うと。被害をしている団体が存在しているのは事実である。市役所前でも散々やっているようであるし、それから駅頭でも定期的にやっているようだから、そのことは事実認めるべきだと思う。その上で、被害者救済をどうするんだと、今まではヘイトスピーチをどう止めるんだということが緊急の課題なので、少しずつ対応して欲しいと思っている。私の持論は、前回と【<sup>注</sup>機器の音声が悪化したため聴き取れず。本会議録P6の網掛け部分で、再度発言をしていただくよう矢嶋会長から依頼】をやるということが一つ重要だろうと思う。色々言われている政府言論的なものもあるし、市役所が市長のメッセージなり、市民の宣伝、教育を行って欲しいと思う。その上に立って、行政処分までいくかどうか、要するに勧告・命令、それから過料、そこまでいくことが今の制度でできる範囲なので、それ以上のこと、もしそこで止まらなかったら、やっぱりそれ以上のことを考えなくてはならないと思う。被害者の救済と、ヘイトスピーチを止めるために、最悪の場合、刑事規制をしないと止まらないということについては、強く主張したいと思うし、川崎の例でもあるが、川崎は刑事規制まで条例であるけれども、具体的に刑事規制は適用していないが、川崎の例を見ると、やっぱり条例があることによって、ヘイトの数が少なくなっている。これは事実なので、かなり効果が出ている。是非それについては考えていただきたいと思う。

(矢嶋会長) 今ご紹介いただいた神奈川新聞、私だけかもしれないが、初めて何うことなので、審議会としてどう対応するのかということについては、是非皆様からのご意見を伺いたいところだが、それに先立って、金委員から、何かご発言があれば伺いたいがいかがか。

(金委員) なんだか、どきどきする。そういう風に振られると。新聞を拝見した。昨日も今日も見ていて、今日はまさに自分の名前が名指しで出て、大丈夫かなと思う。このように話してもらって皆さんちゃんと見ていらっしゃるなど思ったのと、発言していない部分に対して書かれていて、これがヘイトスピーチというか、市民を扇動する言葉なんだ、いかにも真実みたいに、分からない人を見ると。言いそうな人を選ぶ。外国人だから言えるような発言を作り上げて、いかにも事実みたいにやること、これがあまり見えないことか。さっきの片岡委員が皆さんがあまり見えないから、見えるようにと言っていたことにつながるかもしれない。何かを見えるようにするのは、すごく難しいことで、子どものいじめを考えても、子どもが死んだ後で騒ぎになる。どんなに苦しい苦しいと言っても、周りで本人の問題でもあるとか、ちゃんとケアして、教育啓発して、先生と相談していたのになぜ?といったように。今私たちはその部分(ちゃんとケアして、教育啓発して、相談)は、75年間過ぎてきたと思うので、ここで私たちがきちんと審議会で議論して、これからのことを考えたら、やっぱり1回目も2回目も言ったことがあるが、悪いことをしたらおしりぺんぺんする、それくらいの罰を与えることは当然のことで、こういう風にいかに皆が信じられるような言葉を公に、不特定多数にすることはやっぱりやめるべきだなとかは思っている。

(矢嶋委員) 突然振ってしまって申し訳ない。他の委員の方、この件に関してご意見はあるか。

(辻委員) 私は、審議会は途中から参加した。参加した当初は、規制を規定することは、よくないという消極的な委員もおられたかと思う。審議会が進むにつれて、規制やむなしという風に意見が変わってきた委員もひょっとしたらおられるのかもしれない。皆さんの審議、ここでの考えをちょっと進めるために、私がいくつか考えたことを述べさせていただく。今お話があったとおり、審議会の審議を妨害しようとする個別の委員に対する嫌がらせが存在していたといわれる。これは、ヘイトスピーチ団体に対する規制に消極的だった委員の意見を変えることになった。また、工藤委員が前回も述べられたように、審議会の後で、駅でヘイト団体の演説が存在したといわれている。演説が正当な批判であれば、表現の自由として認められるべきだ。しかし、どう考えても事実を誤認させたり、それを裏付ける確実な資料や根拠が存在しないままに市民を特定の方向に誘導したりする演説があったといわれている。こうしたものについては、おそらく法律学を少しかじっている、専門にしているという者からすれば、条例や法の抜け穴を探して、審議会の議論やヘイトスピーチ法の趣旨を没却するようなものは許されないと考えるように至ったのではなかろうかと思う。あとは、条例を支える事実についての、相模原市の認識と対応が少し甘かったのかなという気はする。この原因がどこにあるのかというと、残念ながら、ヘイトスピーチに関わる全ての相模原市民に対して、市長(市)は何もしていない、放任しているという印象を与えてしまったのではなかろうかと懸念している。最後に、ここが大事なところだが、ヘイトスピーチをしていこうという考えをもつ人たち、彼らにも必ず動機、言い分、それを発言する背景が存在している。なので、どうしてそういった行動をとってしまうのかを検討し、それを制限することの是非が、先ほど工藤委員がいくつかもう選択肢を挙げられたが、この審議会で今、議論されているのかなと私は思った。皆さんが議論を進める上で、ちょっと思ったことだけを述べたので、何かしらのコメントとかを求めているとい

うことではない。

(金子委員) 私も、ヘイトスピーチの規制については、比較的消極的な意見をこの審議会の場でずっと述べてきたため、誤解を招いているかもしれないが、何らかの形でヘイトスピーチが社会的に認められない行為であるということを条例に明記するということはそれは絶対に必要なことであると思っているし、あるいは一般的に、そういうものが禁止されることを条例の中に明記するということについて、なんら反対するわけではない。だが、規制の在り方の問題を私はずっとここで申し上げてきており、規制をするときに、刑事罰が1番厳しい規制になるわけだが、いきなりそれを条例の中に書き込むということについては、私は反対である。刑事罰については、反対であるということは、再度申し上げておきたいと思う。しかし、やはりヘイトスピーチを何らかの形で抑制していかなければいけないと、そちらの方向で考えていかなければいけないということについては、何ら反対するわけではないので、まずは、勧告であるとか、指導であるとか、あるいはそれに従わない者については、氏名を公表するであるとか、そのようなところをやってみる。もちろん先ほど、片岡委員がおっしゃったように、市民に対する周知や啓発というのもしっかりしていかななくてはならない。市民的な支持がなければ、市が一方向的にやっても、市民の同意・合意が得られないので、そういうことはしっかりやっていくということはもちろんのことである。その上で、どんなに頑張っても、私は行政罰としての過料くらいが限界という風に思っている。これは前回は申し上げたことだが、例えば、行政罰まで条例の中には定めておくが、とりあえず、その条項は附則等で凍結をしておき、1年間なり、2年間なり様子を見て、新たにできる第三者機関の話はまだ今日出てきていないが、第三者機関で、1年間くらい様子を見た上で、それでもヘイトの状況が変わらないということであれば、その凍結を外す。そして、行政罰を設けるといいうくらいに、順を追って、徐々にやるということが必要であると思う。その背景にある考え方がどういうものかということ、国家権力というものは、なるべく、抑制的に謙抑的に行使すべきであるということが、立憲主義の大原則であるという風に、私は考えているので、川崎市に刑事罰を定めた条例があるから、それを真似するのだということ、これをゴールにするのではなくて、まずは、とにかく慎重に考えて、市民の同意なり賛同なりというのを得つつ、必要に応じて規制を強化していくということが、公権力の行使の在り方としては正しいのではないかと思っている。金委員の話については、非常に悪質な行為であるので、場合によっては金委員を名指しされていたのであれば、名誉毀損罪にもあたると思うし、法的な対処も必要であると思うし、先ほど工藤委員がおっしゃっていたように、市としてちゃんとした姿勢を表明すべきだと思う。例えば、市長の記者会見等が定期的にあると思うので、そういう場でしっかりと市として声明を行っていくべきだと思う。

(金委員) 金子委員の発言とは違うが、今相模原市で、新聞記事もそうだし、政党を使っているかにも日本国民側になって発言する。そこにもちょっと懸念があったり、怖いなど思うのは選挙を通じて、選挙活動として行っていることが凄く危険なこととして感じられる。もしその人たちがまた今回は進んで国会にまでいったら凄くことになりかねないなどかいう、そういう心配もある。そこがちょっと怖いところである。

(矢嶋会長) ちょっと整理させていただくが、最初の金委員に対する誹謗中傷に関しては、数人の委員の方からは是非市としても対応すべきだと、名誉毀損で提訴も含めてとのご発言が

あったが、この件に関して他の委員の方もご異論はないと思うが、事務局の方で市としての対応として、今後どのようなことをというご発言はあるか。

(事務局) 事実確認をまずさせていただいて、先ほど審議会としてもというお話もあり、市としてもというお話があったので、まず内容確認をさせていただいてから必要に応じて会長にもご相談をさせていただくなり対応をしたいと思う。

(矢嶋会長) とりあえずは新聞記事プラス事実確認のところを委員に共有していただくことから始めていただいてもいいか。金委員のことに限っては、そういうことで対応させていただくということで、元々の予定されていた議論の話に戻るが、今、金子委員から、刑事罰を書き込むことについては反対であるということで、段階的に進むべきで、まずは勧告、指導、氏名公表、周知啓発というところから始めて、行政罰としての過料についても書くけれども、その部分については、一旦凍結をしておいて様子を見た上で一定期間を経て順次実施していくというご発言があった。先ほどの工藤委員のご発言が途中で切れてしまったが【注P3の網掛け部分】、工藤委員としては特に刑事罰とか行政罰についてはどのように考えているか。

(工藤委員) 僕は、今の金子委員の発言は大変評価している。やっぱり、刑事と行政罰の違いはあるが、規制することは必要であるということについては一致しており、共通認識である。それを具体的にどうするかによって若干方法が違う。金子委員と行政処分までの共通する部分については、僕は完全に一致している。1年凍結と、それから刑事罰についてもその先にいくことを考えなきゃいけないが、その前までは完全に一致しているので、一つの考え方として僕は評価する。ただその場合、政府言論、それから行政の役割が大変重要になる。金子委員の方針でいくと。例えば、市長メッセージを出す。それから、市がやっぱりヘイトスピーチにどういう対応をするのか。宣伝カーを出して市民に広報するのか。それから市の職員が、その場に行って何かするのか。そういうことで、かなり市役所の、行政の責任が重くなるので、その辺一緒に考えた方がよろしいかと思う。そこも一致はしていると思う。金子委員の考え方は一つの方法として評価したいと思う。したがって、一致する部分とその先の部分もある。両案は罰則が必要という基本的な方向では一致しているので、皆さんにも考えていただければと思う。

(矢嶋会長) 基本的なところでは、工藤委員のご意見も、金子委員のご意見も、それからある意味辻委員のご意見も、そんなに大きく違っていないと受け止めたが、その点に関してさらにどうか。

(金子委員) 私も今の工藤委員の認識はそのとおりであると思う、前段階で、厳しくこういったものを規制するのだと、許されないのだと、姿勢を示すということについては、全く同意するものであるし、その点では何ら相違はないと思う。また、工藤委員がおっしゃった2点目のところ、それと並んで重要なことは、市としてしっかりとした姿勢を示す。市民を巻き込んでいく。先ほど片岡委員のお話の中にあつたとおり、ヘイトスピーチと聞いても、それは何?といった風に、一体どういうもので何が悪いのか、一般市民の中にはなかなか認識が広まっていないということもそのとおりだと思う。市の方が積極的に市民を巻き込んで、まさにそのヘイトスピーチという行為というものが、それをどのように規制するかは別として、社会悪であるという認識を広めていく。ここにこそこの条例の実は1番の主眼があると思う。そこで、条例の中に、どれだけの様々な方策のバリエーションを含

んでいけるか、そこが知恵の見せどころかなと思っている。

(矢嶋会長) 辻委員からもお二人の委員のご意見に賛同というご意見をいただいた。なので、大きな枠組み、規制の在り方としては、ほぼ一つの方向性で一致してきたのかなという感じだが、他の委員の方ご意見はいかがか。よろしいか。

規制の在り方としては、先ほど整理させていただいた、金子委員の順次進めていくということで、皆さんのご意見として賛同いただけるということによろしいか。その後の、市として、ヘイトスピーチに関する啓発なり周知なりということに関しては、また別途議論する必要があると思うが、ここではその規制の在り方の書き込み方についてはいかがか。

(工藤委員) 僕は、前段階までは賛成だが、やっぱり刑事罰もあるということ、そういう意見も出ているということについては、是非具体的に記載していただきたいと思っている。一つはそういう考え方があり、もう一つはその先にどうしてもそこで収まらない場合は刑事規制もあるという考え方がある。ある意味ではその先は僕の意見になるが、そういう考え方もあるということ、両論というか、そういうこともあるということ。選択の問題は、市の方でやるということで、両論併記にするという形でいったらどうか。金子委員の意見だけだとそこで止まってしまうので。僕はその先も考えろと言っている。そのことについて、僕は主張しているから、ずっとずっと。そのことは少し併記でないが、載せておいてほしいと思う。それから、政府言論の中身は後で専門家の方もおられると思うので、少し論じていただきたい。具体的にどういうことが考えられるのかということ、少し述べていただくとありがたいと思う。多分それは、色んな団体との連携、反ヘイトの団体との連携、市長のメッセージ、色々な形がとれると思うが、その辺ちょっと、金子委員なり辻委員なりに後で論じていただくとありがたいと思う。さっき言った、規制の在り方については、考え方は一貫しているが、金子委員の意見は評価する。両論併記していただくとありがたい。

(矢嶋会長) まずは、勧告・指導・氏名公表といったようなこと、周知啓発ということについては、答申案に盛り込む。ただし、行政罰と刑事罰に関しては、ご意見が分かれています、行政罰に関しては書き込むが、1年間、一定期間定めてそれを発動するかどうか決めるというご意見。ここまでは皆さん一致しているということだが、その先の刑事罰に関しても書き込んで様子を見て実施するかどうかを決めるというご意見と、答申案にそこまでは書き込まないというご意見、という2つの両論併記をすると。皆さんの今のご意見を、総合するとこのような整理の仕方でよろしいか。

(工藤委員) 行政処分のところは、過料まではきちっといく、そこまでは共通している。その流れとして、そこで止まらなければ刑事罰にいく、僕の一つの案は、その場合は凍結はしなくてもよいのではないかと言うことである。金子委員の案は、そこで凍結し、何回か繰り返して次のことを考えるという案であり、2つの考え方がある。

(矢嶋会長) 行政罰に関しても、両論あるということか。

(辻委員) まず行政罰の前に人権擁護団体とかヘイト団体の認定についての話を審議会が検討するのはどうか。おそらくはここにいる委員は、何らかの制裁というところは最終手段だと位置づけていると思う。審議会は、何らかの制裁を下す前の段階を検討したあとに、刑罰と行政罰の検討に進むのかなという気がしている。例えば、市長がメッセージを出す場合、そのメッセージが特定のヘイトスピーチの抑圧、あるいは特定の言論の抑圧に繋がら

ないということであれば、今の現行の条例で市長がメッセージを出すことは十分に可能である。確実な資料・根拠に基づかず、特定の個人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりというような言論を許さないという市長のメッセージは、何ら法律上の、条例上の根拠というものを取って特別に追加（制定）する必要はない。ただ問題となる演説がヘイトスピーチに該当するかが争点になる。だから、まずそのヘイトスピーチを取り締まる前にこうしたヘイトをしていく人たちがどうしてそうした行動に走るのかを分析し、それを抑え込むというか。言い換えれば、やらないで欲しいというために、人権擁護団体の仕組みを、ひとつの手段として、例えば、創設したらよいともいえる。または、ヘイト団体を認定する仕組みもよいかもしれない。それでもやはりだめだといったときにはじめて、行政罰の話が出てくるので、そのあたりがさきにつながってくるのではないかと。工藤委員はおそらく議論の本質を捉えておられるので、そうだろうと同調するけれども、人権擁護やヘイト団体認定の話を行行政罰の前に検討した方がいいのかなという気がする。つまり第三者委員会を作って、その認定に基づいて市長が発言をするのかという争点が、次に出てくる。まず人権擁護団体かヘイト団体の認定の仕組みを検討して、その後に行行政罰の話が審議会で検討されるのかなとそういう風に思う。かき乱しているようで僭越だが。

（矢嶋会長）辻委員がおっしゃるように、規制の在り方と関連のある項目が次以降にあるため、今のこの段階でどうするか確定することを優先させるよりは、そちらの方の話をもっとまずした上で、今日の審議会で結論が、ある程度一定の方向性が出れば規制の在り方についても出すということにした方が、私自身も今話を伺っていてよいのかなと思ったので、ここで急いで拙速に規制の在り方について審議会の方向性を固めてしまうということではなくてもよいのかなと思うがいかがか。

（金委員）今の流れで発言すべきかどうか分からないが、市民がまずこのヘイトスピーチが何か知らないということは、今まで結構悪いものに蓋をしてきたということにもつながるのではないのかと思ったりする。この会議が始まった令和元年は、凄くあおり運転とか路上喫煙とか。禁止になったときに、すぐ路上喫煙では、東京都では2万円の罰金とかある。若者がちゃんと調べて罰金2万円だといってやめるのを目の当たりにしたこともあるし、あおり運転も凄く社会的な問題となってすぐ罰金とかに走って、市民が、皆が認識を持って、これがあおり運転だったのだという、今まで怖い運転だということが、事実としてこれがあおり運転ということになって刑罰が科せられるんだという意識に持っていくということは、やはり早く早いスピードでそういう刑事罰とか啓発とか罰則があつてこそ広まったかなと私はそのとき思った。今もこの話が忘れられていくのではないのかなと。もしまだ言うごとに啓発とか、もう少し平和的にと思えば、当事者たちのその思いをまだちょっと蔑ろにしてしまうのかなとか思ったりする。パワハラとかセクハラは感じた人が名乗り出ればそのパワハラの実態になったりするが、ヘイトスピーチは今までずっと何十年間も、百年以上になる在日とか、在日と言ったらまた朝鮮人とか思わないで欲しいが、外国人、本邦外の人に対しての不当な差別が行われていても社会問題にならないような、それを作ったのは今を生きる皆さんなので、やはりそこをきちんと認識して前に進めるようなことを今私たちが色々な場面で考えて盛り込んでいくのは妥当なことではないかと思う。特に日本社会は、外国人にとっては自分の名前でも生まれて死ぬときは通称名で死ぬような社会をずっと許してきた、そういうことを忘れないで、この審議を進めていければ



よいのかなと思った。

(矢嶋会長) 今の金委員の話を伺っていて、ここで規制の在り方をどうするかということを決めるのではなくて、啓蒙、啓発とか周知とかいうところの議論もきちんと審議会でした上で方向性を決めた方がよいのではないかとますます私は確信を深めているが、そういった方向、議論の進め方でよろしいか。

(片岡委員) ちょっと私の考え方が違うのかどうか。今、金委員がこうやって周知してないのは、臭いものに蓋をするという言葉が出たが、私はちょっとそれは違うのではないかと思う。全く例は違うが、障害者の方でも平成28年に障害者差別解消法ができたが、それまではやっぱり障害者の方たちも色々な面で苦しんできた。だからと言って、28年に差別解消法ができたから、バラ色の、そういう待遇になったかというところでもない。やっぱり道のりは長い。一つのそれを足掛かりとして、市民に、そういう障害者に対しての平等、健全者も障害者も皆一緒であるということを少しずつ知らしめていく。このヘイトスピーチに関して、知らないからといってそれを臭いものに蓋をして周知していなかったというのは、ちょっとそれは違うのではないかと思う。

(矢嶋会長) 今の片岡委員のご発言に絡めて、そもそも差別解消の対象者というか、差別の解消をどういった方たちを想定して、この審議会での答申を出すのかという議論は、障害のある方ももちろんその中に入るのではないかという議論もこの後に用意されているので、またそこでちょっとご発言をいただければと思う。では、僭越ながら、私が先ほど申し上げたような方向性で議論を進めさせていただきたいと思う。資料の記載順でいくと、意見を伺いたい事項②になるが、前回の審議会でもすでにご意見が出ているので、まだご意見を伺っていない、9ページの上の段の、意見を伺いたい事項③を先に審議させていただきたいと思う。意見を伺いたい事項③についてだが、この条例が様々な事由による、今まさに申し上げたところだが、不当な差別を解消するものとなるよう、障害者、被差別部落出身者、性的少数者等の本邦外出身者以外の方に対する差別的言動についても、施策を講じることが必要であると考えられる。経過としては、市長から諮問された事項は、ヘイトスピーチに限定したものでなく、指針にあるような様々な偏見、差別のない人権尊重のまちづくりを進めるための条例制定についてということになっている。このため、この間、議論が本邦外出身者の方たちに集中していたのだが、その方たち以外についても、ご意見を伺いたいと考えている。考え方の一つとしては、本邦外出身者に対する対応と同様にすることが考えられるが、これについて、こちらからまた指名させていただくので、ご意見をお願いしたい。それでは今の件について工藤委員からお願いしたい。

(工藤委員) その前にさっきの流れについて一言だけ、後でまた議論になると思うので、一言だけ提起しておきたいと思う。さっき第三者機関のことが辻委員の方から出たが、それはこの流れの中でとても大事な役割を果たす。したがって、これは後ほどまた救済とかの話で議論になると思うが、このヘイトの関係でも第三者機関の機能は大変大事だと思っている。被害にあったらそれを審査して認定をして、これがヘイトだとなれば具体的な対応を講じるということのいわば助言と提言をやるのが第三者機関だと思うので、この役割は大変大事だと思う。ただ、これはこの項だけではない。全体の人権侵害に関わる場所の項でも同じようなことが起こってくるので、その中で一つの項として位置付けた方がよろしいのではないかと思うが、ここでも改めて提起しておいた方がよいのだろうと思う。

これはまた後程論じたいと思う。今、会長から提起あったが、ヘイトスピーチは、この項でやっているのは、ヘイトスピーチ解消法に基づいた定義だと思っている。本邦外出身者に対する差別である。ヘイトスピーチ解消法がそうなっているので、それに基づいたヘイトスピーチがここで議論されているので、ここに議論が集中している。それ以外の課題、いわば障害者差別解消法、部落差別解消推進法、それから法案はまだできていないがLGBT等の関係、それも大変大事な課題なので、ヘイトだけでなく、差別は許さない立場でヘイトに限らない項目を別に立ててやった方が僕はよいのではないかと思っている。本邦外出身者のところでやるとなるとちょっとまた制約されてしまうので他の人権課題ときちっと整理してそこで項目を立てた方がよいのではないか。これは差別を許してはいけないという大変大事な課題なので、この項では少し触れておいて別な項で差別を許してはいけないということを立てていったらどうだろうと思う。

(矢嶋会長) 次に岩永委員からお願いしたい。

(岩永委員) 私がずっと疑問に感じていたことだが、日本ではヘイトクライムという、本邦外出身者に対するものという風になるのか。本来、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムというのは、差別的発言・行為にあると思っていた。なので、やまゆり園の事件が起きてしまった相模原市としては、やはり障害者。加害者は最初から、事件を起こす前からSNS上で誹謗中傷のようなことを書き込んでいたりもしていたので、どういう形になるか分からないが、以前、前々回くらいに、小田急線の中で女性であるということで、幸せそうな女性ということで傷つけられた事件があったが、あまり皆さん知らないのは、私も相模原市民としては、小田急線は都心に通うときによく使っている電車なので、その電車の中で女性だからといって傷つけられたというのは、昔の若い頃を思い出したら私もよく乗ってたよなというようなこともあったので、ここには障害者、被差別部落出身者、性的少数者等で済ませているが、人権施策推進指針に載っている各項目、ちょっと全部今言えないが、差別されている側の者たちに対してやはり明記すべきだと思っている。

(事務局) 今審議していただいている項目についてお話をさせていただく。この資料の中には、障害者、部落差別、性的少数者等ということで書かせていただいたが、先ほど会長のお話があったが、相模原市人権施策推進指針に実効性を持たせるために条例化の検討をしてくださいというところで市長から審議会に対して諮問をしているという状況がある。この諮問に対しての答申を審議会としては出していただくということになるので、今ヘイトスピーチという部分で本邦外出身者のお話をしてくださっている。それ以外の年齢とか、性別だとか、性的少数者、先ほど障害のある方の話もあったが、疾病とかその他の事由というものを理由として行われる差別に対してどのように対応していくのかというところ、そういった部分に対する憎悪を示したり、助長したり、又は扇動するような言動についてどのように対応していくべきか、というところの答申をいただきたいとその様に考えている。なので、ヘイトスピーチといったときに、狭く捉えると本邦外出身者という形で捉えられるというところもあると思うが、広い意味でのヘイトスピーチと考えた場合には、今話題とさせていただいている障害者とか、性的少数者などを含めた上での対応を答申としてご審議をいただきたいというものである。

(矢嶋会長) 今の事務局からの発言も踏まえた上でご意見をお願いしたいと思う。では次に大貫委員からお願いしてもよろしいか。

(大貫委員) ③の障害者以降のことについて、ここに本邦外ということで、ヘイトスピーチに限っての項目のため、こういう書き方なのだろうが、これと「13 意識調査・実態調査」、こういうところについては、どちらも全体的に関わってくることで、工藤委員もおっしゃっていたが、③のことは少し触れるにしても全体にやっぱり関わってくることで、やはり13のように実態調査とかそのようなことをしてみないと、私の頭の中ではどういう風にするというのがなかなか出てこなくて、③の障害者以降の、差別に基づき憎悪を示し、助長し、扇動するというのは、ヘイトスピーチだけではないと思う。人権擁護委員なので色々な方と関わりがあるが、同じような相談というものは結構ある。後ほどまた最後に話をしたい部分があるが、13に絡んでやってみないとちょっと私には意見をどのようにしたらいいかということが出てこない状況になっている。

(矢嶋会長) それでは片岡委員、先ほどもご発言があったが、さらにもうお願いしたいと思うがいかがか。

(片岡委員) 先ほど人権擁護団体とか、第三者委員会とか、もちろんこれは立ち上げていかなければいけないと私も思う。ただ、第三者委員会を立ち上げるとすると財源が必要となる。それで、皆さんご存知かどうか分からないが、相模原市は、財源がひっ迫しており、相模原市行財政構造改革プランというのが出ている。それで、いろんな分野に関して、支出を少なくしていこう、収入もかなり減っているんで、その財源の見直しを今凄く訴えている。そうすると、この第三者委員会というのは、本当に立ち上げていくとなると財源を、お金を付けなければいけない。そちらのことを今私が言うのはどうかということもあるが、心配になった。第三者委員会を立ち上げるといことは、お金がかかることなのでちょっと心配になった。

(事務局) 今、財源ということで、ご心配いただいた旨に、ちょっと話だけさせていただく。片岡委員がおっしゃるとおり、今、行財政構造改革を進めているところである。ただ、必要な財源については、確保して取り組んでいくということで考えているので、お金が心配だから、例えば、第三者機関の立ち上げは無理なのかなというご心配というか、検討は必要がないところである。必要な施策は進めていきたいという風に考えているので、よろしくお願いしたい。

(矢嶋会長) 前回の審議会でも似たような議論の流れの中で出てきて、財政云々で、こちらが答申の中身を変えるということはないのではないかという話は出てきたと思う。それでは、金子委員お願いしたい。

(金子委員) まず、会長ご下問の件だが、私は、この資料1の4ページが一番下段のところを書かれているところの差別禁止事由、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由となっているわけだが、これに基づく差別的取扱いを禁止する。そして、その差別的取扱いの禁止の中には、合理的配慮の欠如も含むということを一一般原則とした上で、この中でも特に人種、民族、性的指向、障害、この辺りに限定した形でヘイトスピーチ、ヘイトスピーチの中には、いわゆる憎悪表現と差別助長表現の二つがあるわけだが、その二つをセットにしてヘイトスピーチという形で括って、先ほど申し上げたような、さらに強い行政措置の対象にしていく。ここもまた折を見てというか、その後の条例の運用を見て、他の差別禁止事由の中に入れて行ってよいと思うが、まずは少し限定的に差別禁止事由を明確にした上で、ヘイトスピーチについては、禁止を

定めていくというのが、よろしいのではないかという風に思う。

(矢嶋会長) では、金委員お願いします。

(金委員) もちろんこの条例が、ヘイトスピーチに特化したものではないということは理解しているし、全ての不当な差別に対してのヘイトは許されないものということは理解しての発言である。去年凄い話題になったD a i G oさんの生活保護受給者に対してのネット上の広がり方を見ても、これに反対する人も、彼の発言を全部載せた後で反対している。何度も、何百回もそれが読まれたりする。そういうことがあって怖いなど。先ほどの蓋をするという発言に対しての意見に感謝する。その蓋をするという意味は、それでも内と外の区別が根強くあったのではないのかなと思って。本邦外となったら、やっぱり外側の人間に対しての、それ程の痛み、分かる痛みの差が皆さんにはあんまり伝わらなかったのではないのかなと思う部分からの発言であった。このヘイトスピーチ、色々な差別発言はあるが、この街角のヘイトスピーチを見ると、やっぱり本邦外出身者に特化したものが多くて、そこをやっぱりしっかり押さえて、初めて全ての差別的行動に対する問題意識がもっと強くなるのではないのかなと思うことはある。

(矢嶋会長) では、辻委員お願いします。

(辻委員) まずは、障害者に対するヘイトスピーチというところと、本邦外出身者に対するヘイトスピーチは根底で共通していると感じていた。どちらも、そうした攻撃的な表現のターゲットにされた人たちが萎縮して社会の中で発言しにくくなる状態を憂慮すべきである。金子委員が少し触れ、矢嶋会長がご専門である、この合理的配慮というところ(私は素人だが)とも関係している。社会の中で、ひとりの人間として発言していく自信、自ら社会に働きかけていくという、そういった前提をヘイトスピーチは壊していく。市民の自信を失わせてしまう、勇気をくじかせてしまうというところで両者は共通しているのかなと思う。障害者に対する差別を別枠で(別の条例を制定する)というのは、おそらくは私の想像だが、条例を制定しようとする立場から見ると、別枠の方が何かとやりやすい(制定しやすい)という狙いをお持ちなのかなという印象を受けている。他の条例を参照することで。ただ、この様々な事件を経験した相模原市だからこそ障害者に対する差別を他の自治体に先駆けて打ち立てていくことができるとも考えることができる。私自身は、ここで障害者を含めるのか含めないのかというのは、今の段階で結論に至らないが、相模原市民に期待したいところはある。

(片岡委員) 今のお話ですが、今回の人権に関しては、前から障害者団体で、私もそこから出ているが、相模原市障害児者福祉団体連絡協議会というのがあり、そこで独自の障害者に対しての、そういう人権問題は別にやるということで、昔の障害者施策会議で打ち出している。だから、ここの中に入れてないで別個の形で、障害者団体が条例を作っていくことになっている。

(金子委員) 今のご意見よくわかるが、これはあくまでも一般的、網羅的な条例であって、ここに障害という風に入ったからといって、個別の条例が作れないわけではない。ないと私は認識している。逆にここに障害が入らないと非常に違和感がある。今、日本で非常に重要になっている様々な人権問題のうち、それを網羅するような条例になっているわけだが、そこに障害が入らないことの方が、非常に、ある種大きな欠点になってしまうかなという風に思うので、他に別個に条例を求めているということと、ここに障害を入れるか

否かということは、また別枠で考えた方がよいと思う。

(辻委員) 金子委員に賛同する。

(矢嶋会長) 既に相模原市は子どもに関しても条例があるので。

(片岡委員) 今、金子委員がおっしゃったとおり、そのとおりでよろしいと思う。こちらはこちらで入れていただき、また障害者団体の方は障害者団体の方で条例を作るという形で。今の金子委員のお話で結構である。

(矢嶋会長) 皆さんからそれぞれご意見をいただいたが、いかがするか。工藤委員からは、別項目で独自に取り上げるべきということ。それから岩永委員からは、ここに上がっていない他の方たちについても列挙すべきということ。大貫委員からは13との関連で考えたい。片岡委員からは、今あったようなお話があり、金子委員からは、限定的に対象者を列挙すべきというお話があった。金委員からもご発言があったし、辻委員からは障害のある方と本邦外出身者は共通しているのではないかという発言があった。どのように取りまとめたらよいか悩みどころだが。

(工藤委員) 今の意見だが、僕は、この骨子案の、さっき金子委員が言った、4ページの5番目を少し補強したらどうかと思う。一つは、何人も云々と言っているが、これ以外にも暴力は許さないということとかを補強したらどうか。というのも、東京弁護士会のモデルのところは、結構詳細にこの件について記述されている。少し参考にしたらどうかと思う。それから、やっぱり差別は禁止するというのをこの後のどこかに入れてほしい。人権侵害は許されないこと、それから差別は禁止すること等を、きちっと明確にしておいた方がこの不当な差別のところでは良いのではないかと思う。したがって、この何人もを少し内容を補強して、それから不当な暴力なり、ヘイトは許さないということ、ここへ少し補強したらどうだろうと思っているところである。それから、ここに入れるかは別にして、前から僕も提起しているが、この条例の対応する課題が何なのかということは、しっかり述べておいた方がよいと思う。たぶんそれぞれ直面する課題だと自分のところがやっぱり一番大変だと思っている。それぞれのところは。したがって人権指針に結構な課題をのせているが、その課題にきちっと条例は対応していくということと、それから、国の法律によって自治体に要請されている課題がある。それは、色々法律があるが、最近ではアイヌ民族支援法などもできているわけだから、そのようなこともきちっと。全部入れるときがないので、国の法律によって自治体に要請されている課題。それから新たに出てくるような課題。これは、たぶん人権施策審議会でも議論しなければいけないと思うが、そのようなことも補強したらどうか。項目はここに入れるかどうかは別にしても、それは考えてほしい。前から言っているので、少しその辺、補強したらどうかと思う。

(矢嶋会長) 特に、5の不当な差別的取扱いの禁止のところの文言をきちんと少し、事務局の方で整理し直していただき、この差別事由、人種等から、この出身という、その事由についての整理と、それから今工藤委員から発言のあった暴力的な言動云々の話と、あと金子委員から先ほど、特に障害との関係で合理的配慮をしないことも差別であるというところをもっと明確にすべきだというご発言もあったので、このなおのところで差別に関して、どのような行為が差別に当たるのかを明確にすると事務局案でも書かれているので、ちょっとその辺も含めて一度事務局の方で、特に5の条文の整理をしていただくということよろしいか。金子委員お願いします。

(金子委員) 先ほどの繰り返しになってしまうが、私が先ほど申し上げたことは、差別という大きな概念があって、まずそれを禁止するのが、この4ページに挙げられている人種、民族、国籍云々、差別をしてはならないということを定めておく。差別の中には差別的取扱いがあり、この中には合理的配慮の不提供を含む。それと、いわゆるヘイトスピーチであり、ヘイトスピーチの中には差別的な言動と差別助長言動の二つがある。そして、それを全部包括したものが、差別である。そして、差別を広く禁止はするが、そのヘイトスピーチの部分については、ある程度規制措置が強くなるので、差別禁止事由をもう少し限定した方が良いというのが、私がさっき申し上げたことであり、対象とすべき差別そのものを限定しろと言っているわけではなくて、あくまでも、ヘイト規制の対象を限定すべきだというのが、私の意見である。それから、先ほど工藤委員から、この人種、民族、国籍、信条云々という差別禁止事由について、もう少し膨らませた方が良いのではないかというご意見があったが具体的にはこれ以上何があるのかなという気がするが、その辺、工藤委員いかがか。

(工藤委員) たぶん出身となると思うが、たぶんこれは英語で言うと被差別部落のところでありそこは補強すべきだと思う。それから、二つ目は、やっぱり暴力はいけないのだと。何人も、差別してはいけないし、暴力してはいけないのだと。暴力、そこにヘイトが絡むことは別にして、それはちょっと入れた方がよいと思う。

(金子委員) 暴力が差別の一環であるということか。それとも差別とは別の概念として暴力行為を禁止するということか。

(工藤委員) 差別の具体的な形態になってくるのではないか。ここでは。

(金子委員) 暴力といった場合には有形力の行使になってくるので、暴行罪であるとか、傷害罪であるというように、理由を問わず刑罰法規で禁止をされているので、そことの兼ね合いが問題になってくるのかなという風に思う。そういうこともちょっと事務局の方で。

(工藤委員) たぶん、心身にやっぱり影響を与える暴力がある。

(金子委員) 心理的暴力のことか。

(工藤委員) 両方である。きっと。全体的なことと心理的なことと、私が言っているのは、それで、金子委員と辻委員の専門分野だと思うが、ここにのつけられている課題、不当な、人種、課題色々あるが、これ今の法律で対応可能なものなのかどうなのか、全て。お聞きしたいなと思っている。

(金子委員) 今の法律では、例えば、性自認に基づく差別というのは明確に禁止するものはないし、疾病差別についても明確にそれを禁止するものがないので、そういう意味では今の法律では対応できない部分についてもカバーできているかなという風に思う。

(工藤委員) 金子委員の意見には基本的には賛成だが、ちょっと疑問がある。例えば性的少数者(LGBT)に関する法律がない。今の法律では対応不可能な困難なことはあるということをお聞きしたかった。

(金子委員) ここに並べてあるものであれば、今の法律では対応不可能な差別についても、かなり広くカバーできるのかなという風に私はここに挙げられているものは評価をしている。

(片岡委員) 金子委員にお尋ねする。今、合理的配慮っていう風に言われたが、この文言をこの中に入れるということか。

(金子委員) いえ、違う。差別の中に差別的取扱いというものがあり、差別的取扱いの中には合理的配慮の欠如も含むというような入れ子構造で規定していったらどうかということであり、この中に含むかどうかといわれれば、含むとお答えした方が良いのかもしれないが、そういう趣旨で申し上げた。

(片岡委員) 何人も人種等々と書いてあるが、その中に合理的配慮という文言も入れるということか。

(金子委員) 違う。この規定がまずあって、この規定を受けて、ここでいうところの差別とは何なのかという中に合理的配慮の欠如が含まれるということになる。この言葉の、人種、民族、国籍というものと羅列して、並行的に合理的配慮の欠如が入るということではない。この人種、民族、国籍、信条云々というのは、差別をしてはいけない理由、差別禁止事由という風に一般的に言うが、差別をしてはいけない理由、その理由に基づいてこういうことをしてはいけないというのが差別禁止行為という風によく言うが、その差別禁止行為の中に合理的配慮の欠如というものも、やはり一言触れておいた方が良いのではないかとというのが私の先ほどの意見の趣旨である。

(片岡委員) 私どもが勉強したというか、障害者差別解消法の中に合理的配慮っていうのがあり、今、現時点では、合理的配慮は公的には義務化になっているが、民間の方では努力義務しかない。そういうことは、これとは別個なのか。

(金子委員) 障害者差別解消法は改正され、民間についても義務化された。まだ、施行はされていない。それは矢嶋先生の方が詳しいと思う。

(矢嶋会長) まだ施行されていないが、法改正は行われている。

(金子委員) 法改正はされ、公的、民間問わず義務化をされた。

(片岡委員) まだ聞いていないが、いつから民間の方も義務化になったのか。

(金子委員) 法改正は去年である。去年の比較的早い段階であった。施行については、申し訳ないが、今はわからない。今年の4月か来年の4月か、その位だと思うが。

(片岡委員) 民間の方も義務化になるということか。

(矢嶋会長) そのとおりである。

(片岡委員) ありがとうございます。

(矢嶋会長) 金子委員からのお答えどおりで、差別の定義についても、この答申の中で規定し、その中で合理的配慮の不提供も含むということをごく盛りに盛り込んでほしいということは、金子委員のご意見で、私もそれに同意したいと思う。事務局の方で、今の様々なご意見を踏まえて、文言の修正等していただくことは可能か。

(事務局) まず今ご審議いただいている意見を伺いたい事項③という部分についてだが、最初のところでヘイトスピーチについてどのように対応していくかということでご意見をいただいて審議をさせていただいた。市の推進指針の中には本邦外出身者以外、疾病だとか障害だとか、性的指向とか、そういったものが金子委員がおっしゃったように網羅的に記されている。それ自体についての諮問・答申ということになるので、本邦外出身者のところについては、ある程度こういう風にするというところが先程来ご審議いただいて方向性が出てきた。で、今度はそれ以外の部分で疾病だとか性的指向だとかそういった部分についてはどのように対応していくのか、考えていくのかということについてご意見をいただいているところである。なので、その部分についての答申をまとめていただくということ

ろであるので、一つに限ったものということではない。先程来お話いただいているヘイトスピーチの部分については、公表していただくか、教育をしていただくか、先ほどの金子委員のお言葉を借りると勧告だとか、指導、氏名公表、啓発・教育というところでまずは進んでいってというお話があったかと思う。それ以外、本邦外出身者以外のものについての障害だとか疾病だとか、そういったものについては、どういう対応をしていくのかというところに対してのご意見・ご審議をいただきたい。そういう内容でお願いをしているという状況である。なので、今、先ほど金子委員が、4ページのところはここで網羅されているということでお話をいただいたが、それはそのような形でこちらも受け止めている。なので、本邦外出身者に対する対応以外のものについてどのように対応していくべきなのかというところでご意見をいただきたいと考えている。

(矢嶋会長) 私自身が混乱しているのかもしれないが、この資料1の4ページ目の5に関しては、皆さんのご意見が出たのかなと思うが、むしろそのヘイトスピーチのところでの対象者というか事由として本邦外出身者は元より入っているが、障害をはじめとしたそれ以外の方達について、特にヘイトスピーチのところ限定をかけるのか、それとも広くヘイトスピーチの対象として救済対象、規制の対象として盛り込むのかというところが逆にまだ議論が尽くされていないのではないかと事務局からの指摘か。

(事務局) ヘイトスピーチということで本邦外出身者の部分に限って進んできているものとそういう風に認識している。というのは、令和3年3月の審議会の時点で、全体、本邦外出身者以外も含めて全体についての、広い意味でのヘイトスピーチに対してどのように取り組んでいくのかというところでお話をしてきたが、そのタイミングでいわゆる本邦外出身者に絞るということでご意見をいただきここまで進んできているところがあるので、まずは本邦外出身者ということでヘイトスピーチのところを先にご議論をいただいたが、その本邦外出身者以外の差別について、どのように対応してくのかというところでご議論をいただきたい、ご意見をいただきたいというところである。そして、それらが合わさることによって、今の市の指針に基づいて諮問をさせていただいているので、それ全体がまとまることによつての答申をいただければと考えている。

(金子委員) 今のご説明についてちょっと質問だが、意見を伺いたい事項③の中には、障害者、被差別部落出身者、性的少数者等の本邦外出身者以外の者に対し、差別に基づき憎悪を示し、助長し、又は扇動する言動、つまりヘイトスピーチなわけだが、この本邦外出身者以外の者に対するヘイトスピーチについてどう対応すべきなのかの意見が求められているということか。それとも本邦外出身者以外の人に対する差別行為全般についてどういう答申にするかということについての意見が求められているのか。今のご説明の中では単に差別としかおっしゃらなかったのか。ヘイトスピーチについてだけに限定しているのか。それともこういう本邦外出身者以外の人に対する差別全般についてどのようなことを条例の中に盛り込むべきなのかが問われているのか。そこをもう一度ご説明いただいてもよろしいか。

(事務局) 差別的言動についてである。ヘイトスピーチという捉えがあるので、差別的言動についてのご意見をいただければというように考えているところである。

(金子委員) 私の方から委員の皆様方に申し上げるのは大変不遜だが、今のお話の中でちょっと疑問に思ったので、他の委員の皆様方のご意見を是非伺いたいのだが。4ページのとこ



ろでは、人種、民族という差別禁止事由になっているが、ヘイトスピーチのところになると本邦外出身者に対するヘイトスピーチにさらに限定をされる。ヘイトスピーチを禁止するときには本邦外出身者に限定すべきなのか。極端な言い方をすると、日本人差別は禁止されないのか。日本人に対する差別は、言ってみれば日本という国籍を理由にして差別をしているので、国籍差別になるし、あるいは場合によっては人種差別、民族差別にもなってくるわけだが、あくまで本邦外出身者に条例は限定するのか。それとも、国籍差別、民族差別、全般に対するヘイトスピーチが禁止されるという条例になるのか。そこはどのような条例にすべきなのかということについては、明確に答申の中ではした方が良いと思う。

(矢嶋会長) 論点を整理していただいて助かった。事務局からの説明もあったが、特にヘイトスピーチに対する規制の在り方として、本邦外出身者に限定すべきなのか、それ以外のものについても含めるべきなのかということについて、他の委員の皆様からご意見をいただきたい。

(金委員) 元々本邦外出身者という響きのワードも引っかかるものがあったので、やはりそこかなと改めて思った。この条例は、広く、本当に全ての差別に特化したもので、人種、民族と明記した方が良いのではないのかなと思う。この本邦外出身者が残っている限り、ヘイトスピーチ、在日って特定してしまう気がしてならない。そうではない発言もそこにもっていかれるようなことが、今、気づかされたので、やっぱりそこを整理するのは良いのかなと思うし、5番の何人も人種、民族の後のその他に当てはまるものは、ここでわざわざ明記すべきか分からないが、ひとり親家庭とか貧困とかそういうのも含まれるのではないのかなという風に思った。

(事務局) ヘイトスピーチということで狭く捉えているのか、基本的な考え方としては、指針は全体で、あらゆる差別の部分をつまえているので、考え方としては全体、広くになってくる。そして、なぜ今回、意見を伺いたい事項として①と③に分けたかということ、審議の経過で最初は広くというような考え方で進んできたところだが、令和3年3月の時点でそこは一旦狭く考えるというところで審議が進んだ。なので、その経過を辿っていたので、今、①と③という形で分割して意見をきかせていただいた流れになっている。なので、基本的には、金子委員がおっしゃったように、全体について、金委員もおっしゃったが、全体についての取扱いについて答申をいただくものであるため、そこをわざわざ本邦外出身者という風に書くという考え方はない。

(大貫委員) 6ページから7ページにかけてヘイトスピーチについてというところがあり、7ページの(2)のヒアリングのところ、当会では本邦外出身者に対するヘイトスピーチに限定し、検討を行うこととし、その実態について詳しい専門家及び云々ということでヒアリングを行ったと、ここではこういう風にいつているが、ヒアリングについては限定してやったと捉えてよろしいのか。

(事務局) そのとおりである。

(大貫委員) それが全体的で見るとということで今はよろしいか。

(事務局) そのとおりである。

(工藤委員) 今までの議論の流れは、事務局から言ったとおりだと思うし、今の金委員の言ったとおりだと思う。それぞれ課題があり人権条例を作ろうということで出発して、特にヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチ解消法に基づいて大変重要な課題だし緊急の

課題なのでここで取り上げようという流れの中でここまで来たと思う。したがって、それ以外の課題については、大変重要なので、さっき言ったように別建てして作ったらどうなのかと思っている。そうしないとまた色々と議論を一からやり直さないといけなくなる可能性もある。立法事実がどうなのか、障害者には今どのような差別があるのかとか。全部網羅していくのは、作業が膨大になるので、それは大枠のところでは問題提起をして、ヘイト以外の人権課題についてはこういう課題があるということは整理しておく必要があるのではないかと思う。だからさっき言ったように、対象とすべき人権課題を明確にして欲しい。そこは人権指針に載っている課題だと僕は言っているのだが、そこを書く必要があるのではないか。そうすると課題がかなり明確になってくるのかなと思う。色々直面する課題とそうではない課題があると思うが、その辺は少し整理した方がよいのではないか。ここでやるとまたごちゃごちゃの議論になってしまう。

(矢嶋会長) 今の工藤委員のご発言は、ヘイトスピーチに関しては、本邦外出身者に限るという趣旨のご発言ということによろしいか。

(工藤委員) ここで載ってはそういう課題だと思う。

(矢嶋会長) 承知した。先程の金子委員のご発言とは、また違うご意見ということになると思う。

(事務局) 課題と言うことでお話をいただいたところであるが、人権施策推進指針の内容に沿った中での取組をしているものである。審議会が始まってから様々な団体、約40の団体の方々から現状について意見をいただいて、それをまとめてこういったことに取り組んでいただきたいというところで課題の整理をさせていただいたことでの経過がある。そういったものを皆様に示させていただいた経過の中で現在まで進めてきていただいているので、改めてこの部分についての課題を打ち出していくという作業をしてしまうと、またちょっと後ろに戻ってしまうようなことになってしまうのかなというように考えている。

(矢嶋会長) 今の事務局からのご説明について、だいぶ私も理解しにくくなってきているが、今の事務局のご発言は、ヘイトスピーチのところでは、もう本邦外出身者、これまでの議論の流れにのっとって、本邦外出身者に限定すべきだという趣旨のご発言ということで受け止めてよいのか。議論が後戻りするというのは、何をもって議論が後戻りという風におっしゃっているのか。

(事務局) ヘイトスピーチの部分で、狭いところのヘイトスピーチのお話以外の部分を除いた部分を再度審議するという風になってくる場合には、その材料となるものについては、この審議会が諮問後に審議を始めた段階で様々な団体からヒアリングという形で書類をいただいているが、その書類をいただいた中でこういうようにしてもらいたい、こういった課題があるということの意見を既にいただいて、審議会としてそれを踏まえた中でここまで審議を進めてきていただいているという経過がある。このため、その狭い意味でのヘイト以外の部分について再度審議をするという形は、今まで審議してきたものが、積み上げてきたものから外れてしまうのではないかと、そういう風に感じているところである。

(金子委員) 私も矢嶋会長と一緒に今の事務局の説明が今一つ、どういうことなのかということがよく分からないのだが。結局のところ、今何を、この瞬間に議論すべきテーマをもう少し明確にさせていただきたい。意見を伺いたい事項③のところを書いてあることではな

いということなのか。

(矢嶋会長) 事務局から答えていただく前に辻委員お願いする。

(辻委員) まずお話を伺って感じたところは、障害者の方も含めてという風に広くこの条例を理解しようという論点は、先ほど私達がお話してちょっと後に議論を先延ばしにした行政罰とか刑罰とか規制の在り方のところに繋がってくるかと思われる。なので、本邦外出身者に対するヘイトスピーチに絞れば、他の自治体の条例も存在するので、何かしら実効性のある条例を示せるのではないかという思惑をお持ちの委員がおられるのではなかろうか。もう一方は、相模原市というやまゆり園事件の経験をしている自治体だからこそ障害者も含めて条例を審議していくという考えである。そういう二つの選択肢がある訳だが、もしやまゆり園のような障害者も含めていくということになると、先程、議論を先延ばしにした処罰のところがちょっと厳しくなる（実現が難しい）のではないかという思惑が委員の中で、現在、交錯しているのではなかろうかと審議会の議論を聞いていて感じた。私の理解が間違っていたら聞き流していただいて結構である。

おそらく障害者に対するヘイトスピーチということになると、自分たちの力で立ち上がろうとしている人たちもいるのに、どうしてそこに手をさしのべなければいけないのかという、合理的な配慮という（矢嶋会長がご専門だが）話も少し関係してくる。ヘイトということになると、やまゆり園のような、あのようなヘイトスピーチが出てくる。そこでの絞り込みが問題になった。私たち（審議会）は、本邦外出身者のヘイトスピーチの専門家に意見を聞こうと決めて、お話を伺ったわけである。今、進んでいる議論は、もう一度最初に振り返って、障害者はどうしようというところに戻ってきているのだと思う。なので、事務局にどういう風にお考えなのかなと質問を投げて事務局としても答えようもないというのは私も重々理解している。おそらくこの辺りで、委員の方々も今、悩んでいるのではないかと思うが、いかがか。もう少し手っ取り早く説明すると、東京弁護士会のヘイトスピーチ条例のモデル案とか、東京都や他の自治体の条例をモデルにすれば簡単なことかもしれない。しかし、相模原市であれば、障害者に対する差別も許さないという姿勢を示すのであれば、相模原市独自の条例を示さなければいけない。このあたりで、今、委員の皆さんの思惑が交錯しているのではないかという私の想像である。

(工藤委員) 津久井やまゆり園事件のことを考えると、相模原市は障害者の課題を避けて通れないと思う。だからヘイトに限定するのではなくて、差別を許さない。例えば、障害者差別の中に優生思想もある。もし本当に強調するのであれば、別項建てで障害者差別の項を作って、それにどのように対応するのかなど、相模原らしい条例になる。したがって、そこで少し議論したらどうなのか。ここでやると限定的になるので、もっと広い意味で障害者差別という津久井やまゆり園事件の反省から絶対に許してはいけないと、そのためにどうすべきなのかということについて、項目を別にして議論してはどうなのか。ちょっと時間がかかるが相模原らしい条例だと思う。ここで議論するとごちゃごちゃになってしまう。他の明確にしてほしい課題もいっぱいある。特に相模原市として強調すべきは障害者の課題なので。そこは項目を作ったらどうなのか。強調するのであれば。そう思う。優生思想、これもヘイトと関連するが、かなり根深い問題である。僕はそうやった方がむしろいいのではないかと思う。

(矢嶋会長) 私も個人的には津久井やまゆり園の事件が起きた相模原市の姿勢を表す意味では

今の工藤委員のご意見に全面的に賛成であるが、一方で日程的なこともあり、独立項目として障害者差別のものを取り上げるということが時間的に可能か。審議を十分に尽くすということが本来の審議会の趣旨であるので、それに構わずできるということであれば、私も是非ともそこに賛同したいところである。そういった別建てで一項目障害者差別というところを取り上げるということに関しては、事務局又は委員の皆さんはいかがか。

(事務局) 人権尊重のまちづくり条例というように仮称でついているが、この条例を最終的に仕上げていくために、ここで市の指針に対して諮問をして答申をいただくということをお願いしているところである。今、障害ということで個別のお話があったが、今ある指針の中身を要は諮問・答申して今度は条例に反映していくという考え方であるので、何かの分野、例えば、障害だとかヘイトスピーチだとか、そういったところに絞った条例を作る、絞った諮問をしているというものではない。なので、全体、ここにも書かせてもらっているが、年齢だったり、性別だったり、障害だったり、疾病だったり、それ以外にも差別的な言動というものがあると思う。この今の答申の骨子の中にもあらゆる差別をなくしていくためにはどうするか、というところで目的が設定されていて、市だったり市民だったり事業者だったりの努めというものを今までもご審議をさせていただいている。なので、差別全体について市としてどのように取り組んでいくのかというところでの諮問・答申となってそれについての最終的に条例を仕上げていくという作業になってくるものという風に考えている。何かこう言及した一つの条例を作り上げていくというものではない。そういった会である。

(片岡委員) 特別に障害者の差別の条例を作るということに関しては、私は一般論からしてこの中に特別に作る必要はないと思う。それに障害者団体の方では、先ほども私申し上げたとおり、条例を作るということで、障害者団体の方で、れんきょうの方で動いているので、それはこちらの方で特別にその枠で作っていただくということは、ちょっと控えてというか、必要はないと私は思う。やっぱり障害者団体の方で、今後条例を作っていくので。平成28年には国として障害者差別解消法というものができているが、それに基づいて、相模原市の独自の条例を作っていくので、この中に特別に障害者だけの条例をまた盛り込むということはいらないと私は思う。

(矢嶋会長) 今の片岡委員のご発言について、別にこの審議会で障害者差別の条例を作るということではなく、やまゆり園事件という非常に凄惨な事件が発生した所在地である相模原市として、あの事件を踏まえて、相模原市における障害者施策がどうあるべきか、ということで答申を出すということなので、団体の方が条例を作るという動きと、また別の次元の話なのかなと思う。市としてやまゆり園事件に触れないままこの答申を出してしまうということは、相模原市としてはあの事件をさほど真摯に受け止めていないのだという、むしろそういう受け止められ方にもなりかねないということを私はむしろ懸念している。きちんと真摯に受け止めて、今回の答申の中でもそこはちゃんと議論して、こういう市としての姿勢を示してくれということを審議会が明確にいうことは非常に大事なことで、条例づくり云々の話とちょっと別な話とご理解いただけるとよいと思った。

(辻委員) 矢嶋委員に賛同する。

(片岡委員) 理解した。事件に関しては、もう十分、こちらの方で議論させていただいて、もちろんそれは大事なことだと思っている。やっぱり原点はやまゆり事件なので、それに関し

ては、何の異論も唱えない。承知した。

(金子委員) 今の点については、私もおっしゃるとおりだと思う。話を先ほどの辻委員が問題提起してくださったことにやっぱり戻すべきだと思うが、様々な事由に基づく差別を禁止した上で、その差別行為の中でもヘイトスピーチについては、本邦外出身者と呼ぶのか、人種、民族を理由にするのかというのは別にして、ヘイトスピーチについては、その対象を極めて特定のものに限定するのか、それともどこまでそれを広げるのか。例えば女性に対するヘイトスピーチ、障害者に対するヘイトスピーチ、LGBTに対するヘイトスピーチも特別な、少し強めの規制をかけていくのか、そこについての結論に向けて少し意見を集約しなければいけないのかなという風に思う。私は先ほど申し上げたとおり、ヘイトスピーチについては、人種、民族、障害、性的指向ぐらいに規制の幅を限定すべきという風に思う。その点について、この審議会として、まだ皆さんのご意見がよく分からないかなという風に思っているので、是非ご意見をお聞きしたい。

(矢嶋会長) 辻委員、金子委員のおっしゃっていただいたとおり、ヘイトスピーチの対象をどこに絞るのか、本邦外出身者云々に絞るのか、それとも他のものまで広げるのか、広げた場合にはどこまで広げるのかということに限って皆さんのご意見をいただきたいと思う。

(金委員) 先ほど事務局の説明から、私がこれから理解していく道筋を考えたのだが、この人権条例づくりを民族、人種、あらゆるものに対してのヘイトを制止する、ヘイトをなくすことを目標とするとしたら、不当な差別とは何か、ヘイトスピーチとは何かを、今、金子委員がそれをおっしゃった。これがダメということきちんと明記して、それをやっぱり第三者機関とか、きちんと審議する。その流れをやっぱりきちんとする上で、不当な差別は何か、そのヘイトスピーチというのが何かをやっぱり明記してもらうこと、明記することで、第三者機関がやっぱり必要だということが、今、この審議会でやっていく、これからやっていくこととして、理解してよいのか。そこが、今日の話がすごく膨大になってきたなと思って、ちょっと整理をお願いしたいと思う。

(矢嶋会長) 今の金委員の発言は、そもそもヘイトスピーチとは何であるとの答申自身が定義しているかということだが、これに関して事務局からご説明いただいてよろしいか。

(事務局) 今、金委員がおっしゃっているのは、たぶん私の解釈が間違っていたら申し訳ないが、人種、国籍というのか、本邦外出身者というのかは置いておいて、いわゆるヘイトスピーチ解消法でいうようなヘイトスピーチの中身がどんなものなのかというところを、ということのご意見なのかなというのが一点と、それに対して金子委員がおっしゃっていただいているのは、差別の禁止事由の方のお話をしているのかなというところで、若干、中身なのか、差別禁止事由の話なのかというところで、ちょっと齟齬が生じているのかなというのが、私の感覚である。間違っていたら申し訳ない。今、金委員のおっしゃっていたヘイトスピーチとは何かということについては、本邦外出身者に対するヘイトスピーチという意味だが、そういった意味のヘイトスピーチとは何かということについては、以前の審議会の資料とか、若しくは今回の資料2にも記載している。資料2の方にヘイトスピーチ解消法による定義というのは、引用しているので、一般的に本邦外出身者に対するヘイトスピーチというものは、こちらのものを言うのかなというところが私たちの認識である。

(矢嶋会長) 金委員よろしいか。

(金委員) 1と明記していただいた解釈は正しいと思う。ヘイトスピーチに関して私が聞きたいのは、これから議論していく上で、やっぱり不当な差別とは何か、そこに当てはまるヘイトスピーチなり、そういうものをきちんと明記していき、それを審査する、その機関を作っていくことを議論していくのかなって思っていたら、今日の話が膨大になっていて、そこに特化していくのかなということを知りたかったと思う。

(矢嶋会長) 先ほど論点が拡散したので、ヘイトスピーチに関する規制をどういう事由に及ぼすのかということに関して、限定してご発言していただきたいと申し上げたが、金委員は、この件に関しては、言葉の問題はともかくとして、本邦外出身者のものに限るのか、それとも、先ほどの金子委員のように、ある一定の限定をかけるけれども、それに限らずにもっと広く捉えるべきという風に考えるのかということに、ちょっと絞って発言いただくとどう感じるか。

(金委員) 難しい。さっきの金子先生の意見で本邦外出身者に特化したことでのそのときの私の発言は、それですごく共感を得たというか、同意をした。その後から、ちょっと流れが変わったような気がして、今、ちょっと心配になって、ヘイトスピーチや不当な差別の概念というか、そこが、今ちょっとふにゃふにゃになってきているのかなと思ったのだが違うのだろうか。

(矢嶋会長) おひとりおひとりこの件に限ってご発言いただけるか。工藤委員いかがか。工藤委員は、限定する方向性だったかと思うが。今日予定していた議論が進んでいないので、今日の議論はこのヘイトスピーチの事由として本邦外出身者に限定するのか、それとも広げるのかということについて皆さんからご意見を伺い、一定の方向性がもし出ればよいが、出なくてもこの議論で今日のところは終わりということにさせていただいて、また後日を期すということにさせていただきたいと思う。

(工藤委員) 金子委員の言うこともよく分かる。やっぱり差別禁止条例をきちっと作りたいという意向は分かる。ただ今の議論の流れとして、一回ここでヘイトスピーチの関係については、区切りをつけようと思う。したがって、議論の出発点も最初ヘイトスピーチとは何か議論になったこともあり、ここの項はこれではよろしいのではないかと思う。他の項目が重要でないことは全くないので、もしこうつけたら次の項目どんな項目があるのかということを知りたくて皆で議論して、提起をして、第二の段階、次の段階に移った方がよいのではないか。このヘイトの関係も決してここで終わりではない。第三者機関とか関わってくることなので、とりあえず今日は、ヘイトに限定するということが僕は議論した方がよいと思う。だからさっきから言ったように、人権の課題を明確にしてほしいんだということを知りたくて項目建てで作っておいて、きちっと明確にした方がよろしいんじゃないかなと思う。

(金委員) 少し考えがまとまった。4ページの5に対しての包括的な人種、民族、国籍、それはそれで凄く当てはまることで、ヘイトスピーチに関しては、やっぱり本邦外出身者という法務省の人権擁護局のホームページにも載っているその文言は正しいし、やっぱり今まだこのヘイトスピーチが、本邦外出身者で在日とかそういう風にしていくのは凄く残念だが、これからは本当に日本に住む他の外国人に対してもまた同じことが起きることなので、ここで分けて考えるのは妥当だなとかいう風に思っている。

(矢嶋会長) 申し訳ないが、お一人ずつお願いしたい。片岡委員いかがか。

(片岡委員) 私は、ヘイトスピーチはやはりあまり間口を広げないで本邦外出身者に絞った方がよいかと思う。

(矢嶋会長) 岩永委員いかがか。

(岩永委員) 先ほど言ったこととちょっと違って来るかもしれないが、この項目建てでヘイトスピーチになるとやっぱり間口広がってしまうので、ここは一項目建てで本邦外出身者に対する、言い方は他の国籍とか色々あると思うが、本邦外出身者に対するヘイトスピーチについては一項目建てれば良いと思う。辻先生もおっしゃったようにそうしないと行政処罰、刑罰もまた変わってくるので、ここは本邦外出身者に対するものだけでヘイトスピーチで良いと思う。

(矢嶋会長) 10のタイトル自体が、今ヘイトスピーチについてとなっているが、むしろタイトルそのものに本邦外出身者に対するヘイトスピーチについてと言う風に盛り込んで書いた方がよいということか。

(岩永委員) 人によって範囲が違っていている気がする。本邦外出身者だけのことを話している方と、もっと障害者も含めた広い差別について話している方と。なので、ここは本邦外出身者だけに一項目建てたらいいんじゃないかなと思う。

(矢嶋会長) 私も、もし限定をかけるのであればタイトルに本邦外出身者に対するヘイトスピーチについてと書く案は一つありかなと今ご意見を伺っていて思った。

(大貫委員) 私はこのヘイトスピーチの項目についてということであれば、先ほどヒアリングのために入れたと言われたので、9ページの③の本邦外出身者以外の者に対しをとり、差別に基づき憎悪を云々ということにしたらどうかと思った。

(矢嶋会長) 今の大貫委員のご発言は。

(大貫委員) 障害者、被差別部落出身者、性的少数者、等でよいか、もう少し入れた方がよいのかちょっと分からないが、その次に本邦外出身者以外の者に対して言っているのも、ここはヘイトスピーチ全体のことを言っているということであれば、そのところはとってしまい、性的少数者等の者と言ってよいのか、これらの者に対し、差別に基づき憎悪云々ということが書いてあるのでこれについて検討するなりにしたらどうかという意見である。

(矢嶋会長) 本邦外出身者に限らず、どちらかというとも金子委員のご意見と同じということか。

(大貫委員) ということになってくると思う。どっちをとるかで変わってくると思うが。

(辻委員) 意見を伺いたい事項③のところで障害者、被差別部落出身者、性的少数者、これをヘイトスピーチとして条例で広く扱うという案の方に私は賛成したいと思う。もちろん条例の成功は、これから議論する第三者機関と、どれだけ手続的な保障が及ぶかということに左右されるかと思う。あとこれは個人的な意見だが、この審議会でも本邦外出身者だけのヘイトスピーチを対象にしようというメッセージとしてうつり、障害者に対するケアを怠っているという印象を審議会の外部に植え付けかねない。ただ、障害者も広く含めてしまうと私たちはもの凄く大きな課題（どのように条例を答申するか）を背負ってしまうが、それでもやむなしというのが私の意見である。

(矢嶋会長) ほとんど二分してしまっている。これについても両論併記はありか。事務局に聞くのもなんだが。本当に二分していると思う。

(工藤委員) 別にそんな意見の対立するところではなく、書き方の問題だと思う。とりあえず

ここはこのようにしておき、別項目を建てて、別な差別について、あらゆる差別についてのどのような対応をするのかということ、項目を別にして、もっと大きく建てた方が気がする。ここでヘイトだけに限定するということではちょっと無理があるような気がする。

(金子委員) この問題は決着をつけてから、この後の手続論、組織論に入っていく前にここはどちらかにしておかないと、先程辻委員がおっしゃったとおりだが、この後、第三者機関といった手続論、組織論を議論するときにまた影響が出てくるので。なので、やっぱりどこまでヘイトスピーチの規制対象を含むのかということは、とりあえず明らかにしておいた方が良くと思う。もちろん変更ありうべしということだと思いが。

(矢嶋会長) 大変困った。どうするか。工藤委員のおっしゃっている別項目というのが、具体的にどういう形になるのかがちょっとイメージを掴めないでいる。例えば障害に関するヘイトスピーチに関しては、ヘイトスピーチの項目から除くということに仮にした場合に、別項目で、例えば障害者に対する差別的言動に関する規制をどうするのかという話を別項目の中で設けるということか。ちょっとそこがイメージを掴めないのだが。

(工藤委員) 僕の関係は、さっきの4ページの5番目のところとリンクしてくると思っている。不当な差別的取扱いの禁止について。さっきから言っていたところである。そこにあるあらゆる差別は許さないと、そういうことをきちっと明記する。そのあらゆる差別というのはどういう具体的中身は何なのか、ここには何人もとあるが、抽象的である。具体的には人権指針に載っているような課題を扱うのか、絞ってしまうのかと思う。三つ目にはどういう差別がダメということについて、ここでもやっぱり広い意味のヘイトスピーチが出てくると思う。暴力など、色々出てくると思う。ここを膨らまして、ここできちっと問題提起していく。全ての差別を許さないとすることをきちっと明記するということは強調するべきで、そこに障害者の差別について、特に津久井やまゆり園事件について少し書くとか、それで障害者差別は許されることではないということきちっと言っていくとか、この項を少し膨らましたらどうなのか。タイトルも少し変わってくるかもしれない。全ての差別は許されないということについて少し考えたらどうなのか。別に相対立するものじゃないと思う。ただ、ヘイトスピーチの項にさっき言ったように罰則規定をどうするかという議論が後で出てくる。そこは少し分けて考えた方がよいかと。他の課題についても罰則規定をつけるのであれば少し議論が必要になってくる。

(矢嶋会長) となると、障害に基づく、障害者に対するヘイトスピーチがもしあった場合は、それは総論として許されないということは明記するけれども、規制は及ばないという構造になるということか。

(工藤委員) それはこれから議論しなければいけないことだと思う。例えばさっき言った政府言論みたいなことをそこでやって行政処分までいくのか、そこにも刑罰を適用するのか。それとかなりの議論が必要になってくるのではないか。もうちょっと時間がかかるのではないか。

(事務局) ここを限定するということについて、先程金子委員からいただいたご意見で教えていただきたいことがある。限定をするに当たって、人種、民族、障害、また性的指向ということで4つ挙げていただいた。この4つを挙げていただいた理由を教えていただければと思う。



(金子委員) 相模原に限ったことではないが、日本全国で考えてヘイトスピーチ的な言動が非常に目立つ部分ということである。特にそれはネット上などを見てみれば分かる通り、また、市民団体の方が我々委員に資料を、資料と言うか意見書を送っていただいているが、そういうのを見ても、一部団体は、障害者に対するヘイトのようなことをどうも言っているという。あくまでもその資料によるとだが。私が見聞したわけではないので分からないが。ということもあるので、先ほどの4つを挙げた。要するに立法事実がある程度あるのではないかとということである。

(矢嶋会長) 本当に二分してしまっているの、確かに今日方向性を決めないと次回以降の議論に踏み込めないというところに来ているが、どうするか。

(金子委員) たぶん15分では残念だがこの問題の結論はでないと思うので、もう今日のところはやむを得ずペンディングにせざるを得ないかなという風に思うがいかがか。話の流れとして今後何を議論していくのかという進め方を今までは事務局の方にある程度道しるべを付けていただいていたが、我々審議会委員の方としてまずこれから何を議論していつてというようなことを少し考えておいた方がよいのかなという風に思う。この議論をペンディングに今はするとして、では次に何を議論してこのペンディングにした問題にどの段階で戻ってくるのかというようなことを少し意思統一しておかないとまた次回の審議会で船が難破してしまうといけないと思うので、その辺のことを残り十数分で検討してはどうかという提案である。

(矢嶋会長) 事務局から当初予定していた今後の議論のポイントとなる点をちょっとご説明いただき、今金子委員がおっしゃったように、それについての各委員のご意見をいただくこととしたい。事務局からまず今後の論点を少し皆さんにご説明いただいてもよろしいか。

(事務局) まず、資料1の9ページである。今、9ページの意見を伺いたい事項③についてご審議をいただき、この部分については、どれだけの範囲を対象にしていくのかというところで次回に持ち越すというお話になっている。これがあつた後は、ページを戻り、先ほど意見を伺いたい事項①というところでお話をいただいた内容、公表していくのか、というような形の中で全体をどういう風にしていくのかというのが決まれば先ほどからお話が出ている第三者機関とか、手続をどうするというお話が必要になってくると考えている。そこまできたら、また9ページに戻るが、11番のインターネット、12番の救済となる。12番の救済についての部分は、前回の審議会で行った8番と9番の部分、相談・支援体制、多様な主体と連携した取組についてという部分で、総合的な相談窓口とか、救済に関わる第三者機関というところでお話が出たかと思うので、そちらの議論が必要になってくるという風に考える。その次が、13の意識調査・実態調査、そして資料の10ページとなるが、14の条例の見直しについてというところまでが答申の骨子の部分になってくるという状況になる。

(矢嶋会長) 今事務局から今後の議論の流れについてご説明いただいたが、皆様からご意見等いただきたい。

(辻委員) 次の議論の問題提起として公の施設を利用する際の基準を条例で定めるのかという点がひとつ審議の対象となろうかと思う。あともう一点は、これは3回目の審議会の中で少し出てきたのが、第三者機関を設けた場合に、ヘイトスピーチ団体から意見を聴取するということになる。意見聴取の際に、ターゲットになった障害者や本邦外出身者の傷をえ

ぐるということにはなりかねないかを検討課題として追記していただきたい。

(矢嶋会長) 今の辻委員のように具体的にこの点についてということでご提案、ご意見をいただければと思う。

(金子委員) 今、辻委員のおっしゃった公共施設の施設利用については、今のこの資料1には特に項目建てされていないが、ここはちゃんと別項目というか、一項目建てて議論すべきことかという風に思う。それから救済についての部分だが、救済の組織、第三者機関のことと、それから今辻委員もおっしゃった手続のこと、意見聴取などのやり方によっては、二次被害、三次被害を生みかねないわけなので、手続に対して留意すべきことについてちゃんと答申の中にも盛り込んでおくということは辻委員のおっしゃるとおりであると思うので、項目建てを増やして整理していただければという風に思う。

(工藤委員) 後で時間があれば議論したいと思っていたところが二つあって、いわゆる政府言論の中身、具体的にどのようなことかということについて、金子委員と辻委員にお聞きしたかったのだが次回に持ち越しと。それから企業とNPO法人の認定の部分について、さらっと書いているが、もう少し具体的にどのようなことが考えられるのかということについてももう少し議論を深めたいと思っている。今日は時間がなかったので次回にしたいと思っている。

(矢嶋会長) 他にいかがか。よろしいか。それでは本日の審議はここまでとさせていただきます。事務局から何かあるか。

(事務局) 先ほど公の施設の使用の関係でお話があったと思う。本日もお示しさせていただいている資料2になるが、3ページの上段、(ウ)というところで公の施設の使用におけるヘイトスピーチを行うおそれのある団体の排除ということで、東京都であったり川崎市であったりというところはお示しをさせていただいている。ということを追加でお話させていただいたかった。本日の審議は以上ということでその他についてだが、事務局からは特にない。

(金子委員) 今事務局の方からこの資料2について、公の施設の利用について、ヘイトスピーチ団体の排除というものが資料として挙げられているということは把握していたが、それにもかかわらずなぜこの骨子案の方には施設利用の排除の項目がないのか。資料1の答申の骨子の中になぜその項目がなかったか。

(事務局) 本日お示ししている資料1の8ページの一番下となるが、意見を伺いたい事項②ということで、ここの中に今の公の施設の部分が入っていて、意見を伺おうという風に思っている項目になっている。

(金子委員) 承知した。ここだと規制の話だけが今までずっと議論になってきていたので、規制の方法にも色々あるため、その中の施設利用からの排除ということも、この中で規制の種類の一つとして、いくつかまた挙げていただいております方が今後の議論に資するという風に思うので、是非この資料の骨子案の方でもその点明記していただければと思う。

(片岡委員) 資料2の3ページの(ウ)各種相談というところで、心のケアを必要とする方々のこころの相談というところで先行自治体・川崎市と書いてあるが、相模原市も精神保健福祉センターでこころのケアの相談はとっくにやっているが明記されていないので、川崎市だけでなく相模原市の方も書いていただきたいと思います。私の勘違いか。

(事務局) こちらについては、ヘイトスピーチの対応方法という形でまとめさせていただいて

いる中で他都市の状況を示させていただいているもので、その中で相模原市がどういう風にやっているということはこの中には入っていない。そういった資料となっている。

(片岡委員) 救済のための施策となっているが、これは相模原市というよりも他市を紹介しているということか。

(事務局) そのとおりである。

(片岡委員) 承知した。

(矢嶋会長) それでは、これで閉じさせていただきたいと思う。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		欠席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席